

## 地球温暖化対策の推進に関する制度検討会（第4回）

日時 令和2年12月21日（月）15時30分～17時30分

場所 WEBによる開催

### ○小笠原課長

ただいまから、第4回地球温暖化対策の推進に関する制度検討会を開催いたします。

本日、事務局を務めます、環境省地球環境局地球温暖化対策課長の小笠原と申します。よろしく願いいたします。

本日は高村委員、諸富委員は御都合により欠席となっております。御出席いただいている委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。またオブザーバーとして経済産業省に、座長の了解の上、御出席いただいております。

本日の検討会は、コロナウイルス感染症対策のためウェブにより開催させていただいておりますが、一部の委員の方には対面にて参加いただいております。開催の状況につきましてはYouTubeで同時配信し、動画は会議後、議事録公開までの間、ウェブ上で公開予定でございます。

それでは、議事に入らせていただきます。以降の議事進行について、大塚座長、よろしく願いいたします。

### ○大塚座長

こんにちは。

それでは、議事に入りたいと思います。まず議事（1）ですが、「地球温暖化対策の更なる推進に向けた今後の制度的対応の方向性について」でございます。資料2及び3に基づいて事務局から説明をお願いいたします。

### ○岸課長補佐

ありがとうございます。

本日、資料2のパワーポイントの1枚と、資料3の文章の形で、これまでの先生方の御議論につきまして、取りまとめの案という形で事務局案を作成させていただいております。資料2が概要1枚でして、こちらで全体像の柱立てのみ御説明させていただいた後に、資料3で具体的な中身について御説明させていただきたいと思っております。

資料2でございます。今回、先生方にいろいろ御議論いただきました点につきまして、3点に大きく分けてまとめをさせていただきます。

1点目が、（1）と記載がありますとおり、「パリ協定や2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえた長期的な視点」に関する点でございます。（2）が、「地域の脱炭素化に向けた地方公共団体実行計画制度等の見直し」でございます。（3）が、「事業者の脱炭素化に向けた温室効果ガス算定・報告・公表制度等の見直し」ということでございます。これら3つの大きな塊につきまして、制度的対応の方向性をまとめているものでございます。

これまでの御意見を踏まえてまとめておまして、その見直しの視点や、これまでいただいた御意見のサマリーなども含めて、資料3の文章にまとめておりますので、これからの説明は資料3に沿って行わせていただければと思います。

資料3でございます。こちらがこれまでの御議論をまとめた取りまとめの報告書の案でございます。「地球温暖化対策の更なる推進に向けた今後の制度的対応の方向性について」ということでございます。

次のページをお願いします。「はじめに」でございます。今回の検討の背景を記載してございます。地球温暖化対策の推進に関する法律の附則第4条に、見直しの規定が置かれてございます。こちらの規定を踏まえまして、これまでも施行状況の点検を行ってきておりましたが、そうした点も、検討結果も踏まえまして、今般この地球温暖化対策の推進に関する制度検討会におきまして、今後の地球温暖化対策に関する法制上の措置をはじめとする制度的対応の在り方について検討を行ったものでございます。

「2. 見直しの視点及び今後の制度的対応の方向性について」でございます。こちらは先ほどの概要資料に記載のあった(1)、(2)、(3)について記載してございます。まず「(1) パリ協定や2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえた長期的な視点」ということでございます。この先の構成といたしましては、「①見直しの視点」、それから後ほど出てまいります、「②制度的対応の状況及び課題」がありまして、最後に「③見直しの方向性」という3段構成にしてございます。

(1)の「①見直しの視点」ですが、前回の2016年の法改正以降でございます。これまでに国内外での様々な動きがございます。2016年11月のパリ協定の発効、そして我が国の締結、2018年10月の1.5℃特別報告書の公表、2019年6月の長期戦略の閣議決定、2020年1月のパリ協定の運用といった様々な動きがございます。それから、本年10月、菅総理大臣が所信表明演説において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」といった宣言がございました。こうしたことにつきましても記載してございます。本検討会におきましては、こうした動向をどのように捉え、法制度に反映していくのかという点について検討を行ったという形にしてございます。

「②制度的対応の状況及び課題」でございます。地球温暖化対策推進法においては、気候変動枠組条約の究極的な目標を法律の目的として規定した上で、地球温暖化対策計画において、期間を定めた削減目標やその達成のための施策等を定めることとされております。一方で、例えば、パリ協定が定める2℃・1.5℃といった目標、カーボンニュートラルの達成といった概念は、現行法には規定されておられません。また、2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえた法制度上の対応の要否といった点も検討が必要ということでございます。

こうした状況につきまして、主に検討会の第1回で御意見を頂戴しております。本検討会では、パリ協定が定める世界全体の気温上昇を2℃・1.5℃以下に抑制するという目標を法に規定すべき、また2050年カーボンニュートラル宣言についても、取組の予見可能性を高め、イノベーションを促進する観点から、法に規定すべきといった御意見が多くあった一方で、法律には、気候変動枠組条約の究極目標のような普遍的な事項を規定し、一方で、科学的知見に基づくもの、可変性のある事項については、地球温暖化対策計画等に規定するという考え方ではないかといった御意見もいただいております。

こうしたことを踏まえまして、「③見直しの方向性」でございます。こちらについては、本検討会の見直しの方向性ということで記載してございます。今回の見直しが、長期的展

望や国際的に認められた知見を踏まえて行われるという附則の規定を踏まえたものであること、パリ協定の我が国としての締結後、初めての見直しとなることなどを踏まえまして、事業者・地方公共団体・国民等のあらゆる主体の取組に予見可能性を与え、その取組とイノベーションを促進する観点から、パリ協定の目標（2℃・1.5℃）や脱炭素社会の実現を目指すといった地球温暖化対策の長期的方向性を位置付け、それによって地球温暖化対策推進法が脱炭素社会の実現を牽引するものであるという趣旨を明らかにすべきであるという形で案を提示させていただいております。

加えて、政府の2050年カーボンニュートラル宣言についても、同様の趣旨から、法律に位置付けることを検討すべきであるという形にさせていただいております。

また、取組に当たっては、SDGsや環境基本計画を踏まえまして、環境・経済・社会の統合的向上を図るよう努めるべきといった記載もしております。

それから、「(2) 地域の脱炭素化に向けた地方公共団体実行計画制度等の見直し」でございます。こちらについては、自治体の脱炭素化の取組に関するものでございます。

「①見直しの視点」ですが、記載のとおり、ゼロカーボンシティ、「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明した自治体につきましては、足元、人口規模で9000万人を超えている状況でございます。また、環境省の試算によりますと、再生可能エネルギーのポテンシャルが電力需要の約2倍という試算もございます。こうした中で、再エネの最大限導入に向けて様々な課題がある中ですが、こうした課題を乗り越えていくことによって、再エネを地域資源として活用することが可能となり、地域の脱炭素化と共に、地域経済への貢献、レジリエンス向上といった地域課題解決の促進を通じ、地域循環共生圏とっております環境基本計画に定められた概念の具体化、構築も期待できるというものでございます。

こうした中で、本検討会におきましては、2050年カーボンニュートラルの実現に向けまして、ゼロカーボンシティを含めた地域の脱炭素化の取組を促進するという観点で、御議論を頂戴しております。

以下、下の点囲みの部分につきましては、検討会の中で「見直しの視点」という形で御提示させていただいたものでございます。

「②制度的対応の状況及び課題」でございます。

まず、地方公共団体実行計画ですが、この実行計画の現行の内容について記載しております。

「事務事業編」と「区域施策編」の2つから構成されているということでございます。事務事業編、区域施策編のそれぞれの策定率等について記載しております。

3ページの下のところですが、区域施策編は、今回、主に御議論いただいたのは、この区域施策編に関するものですが、地方公共団体の区域における温室効果ガスの排出の抑制等のための措置ということで、再エネの利用促進をはじめとする4つのカテゴリーの措置について定める計画でございます。これにつきましては、都道府県等に策定が求められているものでございます。策定の状況等について記載されております。本実行計画においては、計画全体の目標を定めるとされておりますが、一方で、施策の実施に関する目標につきましては、国の温対計画と異なり、定めるべきこととはされていないという状況でございます。

また、実行計画の策定に当たりましては、地域の合意形成を図るプロセスが規定されてございます。また、実行計画の策定に関して、地方公共団体実行計画協議会の組織も可能とされてございます。実行計画につきましては、策定したとき、また毎年1回、それぞれ取組内容や実施状況を公表することとされてございます。また最近ですと、共同策定の事例、地方公共団体間の連携事例もございます。

その次のパラグラフですが、実行計画の取組を進める上で、区域内の排出量の把握が重要となりますが、電力・ガス自由化以前の状況に比べまして、電力・ガス小売全面自由化に伴って、データの把握が困難になっているとの声が地方公共団体から挙がっている状況でございます。

こうした状況につきまして、本検討会で様々な御意見を頂戴しております。本検討会において皆様からいただいた御意見については、整理して基本的に全てを記載してございます。4ページ目の半分から下のポツの部分に、皆様から検討会でいただいた意見として記載しております。

ゼロカーボンシティの実現に向けた国の後押し。国の目標との整合性も踏まえた自治体の目標設定。その目標設定に当たって地域の実情を踏まえた判断を可能とすることが必要。その目標設定に当たっての丁寧な整理が必要、といったコメントをいただいております。

目標設定を求めることによって、施策の重要性が明らかになり、ポテンシャルに気づききっかけになる。目標の設定方法についてはマニュアル等でガイダンスすることが望ましい、という御意見もいただいております。

目標設定に関する御意見に加えまして、4ページ目の下からですが、再エネ導入を地域メリットにつなげるという観点が重要だということで、長野県飯田市の条例の御紹介をしています。再エネは地域の資源であること、地域主導でプロジェクトを起こしていく仕組みが必要だという御意見、これによって紛争防止や案件組成の円滑化、信用力の付与につながるという御意見をいただいております。

再エネ導入に関しては、これに加えまして、適地を抽出するゾーニング、地域への配慮事項の策定といったことを実行計画に盛り込むべきという意見をいただいております。これは、事業者の予見可能性を高めることにもなるということでございます。

更に、地方公共団体の実行計画に沿ったプロジェクトを事業者が行うことを促す観点から、環境アセスメントや固定価格買取制度、税制等のインセンティブを検討すべきとの御意見をいただいております。

無秩序な再エネ開発が課題となる中、環境配慮事項の設定が必要だという御意見。

自治体の条例や協定などの取組を法律でバックアップするという視点。

協議会につきましても御意見をいただいております。近年注目されるツールではありますが、既存の協議会の現状把握や、他の法令に基づく協議会との整理、また協議会での協議内容に応じた構成員の検討といった御意見をいただいております。

再エネの導入におきましては需要側の取組も必要だということで、建物、交通、住宅といった点についても御意見をいただいております。

自治体単独ではなかなか難しいという御意見をいただいております。都市と地方の連携、自治体間のマッチングといった御意見。

計画の未策定の団体、未改定の団体への対応。

マンパワーが限られている、特に小規模な自治体の負担への考慮が必要といったコメントをいただいております。

更に、再エネを念頭に置くと、市町村が重要ですが、国や都道府県による市町村支援が必要という御意見。

データに関しては、電力自由化によってデータの入手が困難になっているという点から、データ把握の仕組みが必要という御意見をいただいております。

また、ヒアリングも本検討会で実施させていただきまして、有識者の方から、地域の合意形成に関する御意見をいただいています。5ページ目の下ですが、再エネ開発の適地についてのゾーニングを取り入れることや、そのデメリットを最小化するだけでなく、地域のメリットを最大化することが重要ということ。紛争が起こる前に地域合意を円滑化することで、早い段階から目標やゾーニングなどについて地域で協議する場を設けることが重要であるという御指摘をいただいています。

また、ヒアリングでは、3つの地方公共団体から御意見をいただいております。

再エネによる地域課題解決が重要であるという御意見をいただいた一方で、無秩序な開発による自然破壊の可能性への言及がありまして、地域主導型の再エネの普及拡大、再エネの地域調和が重要という御意見をいただきました。

地域と調和した再エネ事業の推進に当たりまして、地域との合意形成が不可欠だという御意見。最近では、規制色の強い条例や、事前説明や地域との協定締結を求める条例が多いという事例の御紹介もいただきました。

また実際の取組として、ゾーニングの実施、地域新電力を活用するといった地域共生の取組の御紹介もございました。

再エネの導入に向けた自治体への支援、排出量の算定に必要なデータの仕組みについても御指摘をいただきました。

また、事業者からのヒアリングにおきましては、再エネについて地域のメリットの創出が十分でないこと、地域の不安について言及がありまして、現状、地域における再エネ受容性が低く、導入の障壁となっている。これの解決に向けて、「地域の再エネ事業」が重要だということで、既存の再エネの活用や、開発段階から地域と共に新規発電所の取組を行う、また地域との連携枠組みが必要だという御指摘をいただきました。

こうした様々な御意見を踏まえまして、「見直しの方向性」でまとめてございます。

1つ目のセクションが、「地方公共団体による地域の脱炭素化を促進する仕組みの具体化」でございます。

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、次の7ページですが、実行計画の実効性の向上が必要ということでございます。都道府県等の実行計画につきましては、国の温対計画に即して、またその区域の自然的社会的条件に応じて、再エネの利用促進をはじめとする施策を記載することとされております。

今後でございます。都道府県等の実行計画について、実効性向上の観点から、計画全体の目標に加えまして、施策についてもその実施に関する目標を地域の実情に応じて設定することとすべきであるという形でまとめさせていただいております。またその際、目標を設定する施策や目標の水準については様々なパターンが想定されるということで、都道府県等の参考となるように、国がマニュアル等で一定の考え方を示すといった記載をしてご

ざいます。

また、この実行計画の目標達成に向けて取り組んで、実際に地域の脱炭素化を図っていく上では、再エネが重要な要素となる、としてございます。現状、その再エネについては地域の受容性の低下、地域との共生が課題となっている中で、脱炭素社会に必要な水準の再エネを確保するためには、地域の合意形成の促進が必要である、という形にしております。

このため、こうした地域の合意形成の促進のためということで、現行の地方公共団体の実行計画を活用しまして、都道府県と市町村の連携の下で、①地域の環境保全への配慮事項、②プロジェクトがどのように地域に貢献するかといった地域経済・社会への配慮事項等について地域で話し合って整理した結果を、実行計画に位置付けることができるような仕組みを導入すべきである、とさせていただいております。こうした地域の合意形成の場としては、必要に応じて地方公共団体実行計画協議会の活用が考えられる。こうした協議会に地域のステークホルダーが参加することによって、情報の集約、調整・協議を速やかに行うことで、プロジェクトの推進につながることを期待される、としております。

加えまして、事業者による脱炭素化プロジェクトが、こうした配慮事項を踏まえて行われる場合に、市町村がその実行計画に適合するものだとすることで認定する仕組みを導入すべきであるということも記載してございます。その上で、認定されたプロジェクトに対しては、その実施が円滑になるよう、関係許認可手続等のワンストップ化、環境影響評価制度との連携などの政策的な支援を行うべき、としてございます。

また、こうした地域の脱炭素化の取組を進めるに当たって、国と自治体の連携、自治体における環境部局と他の部局との連携を更に図りながら進めることが重要であるとも記載してございます。

その次の部分ですが、「地方公共団体による取組の支援体制」でございます。

特に小さい市町村においてマンパワー不足がある。実行計画策定の負担が大きい。都市部では再エネのポテンシャルが限定的な場合がございます。このため、7ページ目の下からですが、隣接する地方公共団体や一部事務組合との連携、都市と地方の広域連携など、地方公共団体間の連携・共同での取組を促すために、実行計画が共同策定できることや連携事例等を周知することを記載しています。地方公共団体間のマッチングを促すといったことも必要だという御意見を記載してございます。

また、国から自治体に対する支援につきましても、次のパラグラフで記載してございます。国において、再エネポテンシャルや環境保全情報、地域経済循環分析等の情報・ツールの提供、専門家の派遣等を通じた計画策定等を担う地域の人材育成等を行うということで、自治体の取組を後押しすべきである、としてございます。また、再エネの更なる導入に向けて、区域施策編の策定義務のない市町村でも区域施策編の策定が進むことが望ましいということで、国や都道府県がその策定を支援することが求められる、としてございます。

また、その次で、「域内排出量に関するデータの把握」でございます。

こちらにつきましては、1つ目のパラグラフについては、先ほど申し上げたとおり、データの入手が困難になっているという自治体の声を御紹介させていただいた上で、このため、データ入手の効率性や市場競争への影響等に留意しつつ、域内に供給された電力・ガ

スの使用量について地方公共団体が把握できるような具体的方策を検討し、地方公共団体が域内の排出量をより精緻に推計できるようにすべきである、としてございます。

以上が、地域の脱炭素化に関するものでございます。

最後に、「(3) 事業者の脱炭素化に向けた温室効果ガス算定・報告・公表制度等の見直し」でございます。

こちらにつきましては、「①見直しの視点」で、パリ協定を契機にESG金融の動きなどと相まって、いわゆる脱炭素経営が広がっているということでございます。本検討会では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、全国各地における事業者の積極的な脱炭素化の取組を後押しするために、算定・報告・公表制度と地域地球温暖化防止活動推進センターの見直しについて御検討をいただきました。

見直しの視点については、その次の9ページ目の点囲みのおり、過去の検討会でお示した資料の記載を転載してございます。

「②制度的対応の状況及び課題」でございます。

まず最初に、「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」でございます。

「本制度は」というところで、この制度の目的を記載してございます。事業者が自ら排出量を算定することによる自主的取組のための基盤整備や、情報の公表・可視化による事業者及び国民全般の自主的取組の促進・気運の醸成・理解の増進を制度の趣旨としてございます。この制度につきましては、「事業者単位で集計し公表」としております。それから、事業所別の情報については開示請求に基づいて開示するという制度になってございます。また、権利利益が害されるおそれがある場合は、保護請求が可能な仕組みになっていきます。更に、排出量に加えまして、排出量情報に関する理解の増進に資する観点から、排出量の増減の状況等の情報について任意に報告することができる仕組みもございます。

現状ですが、排出量の報告から公表までに2年かかっている。これは、紙媒体中心の報告によって、集計に時間を要しているということでございます。また、省エネ法と合わせて電子化率が約36%ということで、現在、電子報告システムの構築を推進している状況でございます。

こうした制度につきまして、検討会において様々な意見をいただきました。委員の先生、オブザーバーの方からの意見も入れて記載してございます。

算定・報告・公表制度では2年かかるということで、これは活用しにくく、迅速化すべき、事業者側の報告の利便性も高めるべきといった観点から、電子化による迅速化、利便性の向上という御指摘をいただきました。また、情報セキュリティへの配慮という御意見もいただいています。

速報性はなくても継続性があれば良いのではないかと御意見。

事業所別データについても公共性が高いので、国民の知る権利の保障、事業所の取組促進、地域での排出量把握、情報的手法の機能の発揮等のためにも、事業所単位の情報をオープンデータ化すべきという御意見をいただいています。

T C F Dに基づく取組の強化という御意見をいただいています。

一方で、この制度の対象事業者、1万2000のうち、中小企業が6,000、85%は非上場という実態があるという御紹介もございました。

また、事業所に関していいますと、大企業では事業者全体で生産の最適化を図るという

ことで、事業所単位でのデータの単純比較には留意が必要であるという御意見もいただいております。

任意報告につきましては、事業者が報告したくなるようなインセンティブ付け、報告しやすい電子システム上の工夫が必要だという御意見もいただきました。

義務的報告事項の中で、例えばScope 3排出量、削減目標を設定している場合の目標、再エネの電源構成等の事項の追加という御意見もいただいております。こうした公表によって目標を出しているというアピールにもつながるのではないかとの御趣旨でございます。

一方で、新たに報告が求められるようなことがあるのであれば、様々な観点から丁寧な議論が必要だというコメントもいただいております。

自治体の計画書制度との連携。

経済と環境の好循環につながるということが重要であるということで、企業の自主的情報開示が進むように努めておられるというコメント、御紹介もいただいております。

また、ヒアリングにおいては投資家から御意見をいただきました。

定量情報を活用する視点を御紹介いただいた上で、最近の定量情報の情報ニーズの高まり。また、この算定・報告・公表制度のデータについては、対象者が幅広く、公的データがあるため信頼性があり、無料で利用できるというメリットがあるという御指摘をいただきました。一方で、Scope 3排出量、海外の話、即時性の話、開示請求手続が必要といった話で、課題の御指摘をいただきました。また、11ページ目で、負荷を考慮しつつScope 3排出量について報告事項に加えていくという御意見や、削減目標についての御意見もいただきました。

また、ヒアリングにおいては事業者からいただいた意見として、算定・報告・公表制度について、デジタル化、オープンデータ化の流れは同意するが、例えばScope 3排出量の算定は中小企業としてはハードルが高いため任意とすべき。また、実際にヒアリングを行った事業者につきましては非上場でありまして、これまでESGに関するアプローチはない。非エネルギー起源CO<sub>2</sub>削減のための技術開発が必要である、という御指摘をいただきました。

また、地球温暖化防止活動推進センターにつきましては、制度の現状として、59か所、全国で指定されている。2つ目のパラグラフにおいて、現状、事業者向けの啓発・広報活動については、明確に位置付けられていないものの、30程度のセンターが実際に実施している、ということに記載しております。その上で、こうした現状を踏まえ、検討会においては、センターの事務として事業者向けの啓発・広報活動を行うことを明確化することについて御議論をいただいたということでございます。その中で、こうした取組は有益であり、法制度として現場の活動を後押しすることが必要だという御指摘をいただきました。

これを踏まえまして、「③見直しの方向性」でございます。

「算定・報告・公表制度のデジタル化・オープンデータ化」でございます。

最初に、算定・報告・公表制度の趣旨を改めて記載してございます。こうした趣旨の観点からは、報告された情報が投資家、地方公共団体、消費者等・事業者等の関係者にできるだけ活用されるよう取り組むことが重要である、としてございます。また、その報告された情報については、公共性のある国民の共有財産ともいえるということで、事業者自身



も含め、こうした情報の活用が促進されることで、自主的な脱炭素化の取組の促進が期待される。また、政府としてもデジタル化に取り組んでいる状況でございます。

こうしたことも踏まえ、報告から公表までの期間短縮による情報の活用可能性の向上、報告者の利便性向上や負担軽減に資するように、電子システムを活用して報告することを原則とすべきである、としてございます。その際の留意点として、主に中小企業に対する必要なサポートの検討、情報セキュリティの視点も記載してございます。

また、次のパラグラフですが、現在は請求に基づき開示することとなっております事業所等の情報につきまして、区域内の排出量把握のために活用する自治体を含めた関係者による活用可能性、利便性の向上のために、開示請求の手続なく公表すべきとしてございます。なお、権利利益保護請求につきましては引き続き存置すべき、という形にしてございます。

次のパラグラフでございます。また、報告された情報の公表に当たっては、情報システムを活用して関係者に利便性の高い形で情報提供すべきである、としてございます。その際の留意事項といたしまして、複数の地域に事業所を有する企業については、全体で最適化を図っていることから、事業所単位でのデータの単純比較は有意でない可能性があることについて、併せて情報提供することが必要である、という形にしてございます。

また、情報システムの整備に当たって、省エネ法のデータベースとの連携、環境省が持っております自治体の計画策定のシステム、その他の関連するシステムとの連携、また自治体の計画書制度との連携の可能性についても検討すべき、としてございます。また、算定・報告・公表制度の算定方法につきましても、ネガティブエミッション技術の社会実装も見据えながら、最新の知見を踏まえた見直しが必要である、としてございます。

また、次の「報告内容の充実等」ということで、13ページ目ですが、排出量のみならず、事業者の取組内容等に関する報告を促すことが効果的である、と記載してございます。

このため、事業者の積極的な取組が見える化する観点から、任意報告を充実させるべき、としてございます。その際、既存の開示フレームワークとの整合性、電子システムの設計において報告をやりやすくする工夫を、留意として記載してございます。任意報告を通じて脱炭素化に積極的に取り組む事業者が評価されるような方策について、事業者等の意見も踏まえ併せて検討すべきである、とさせていただきます。また、国としても、任意で報告された情報についての社会的理解、適切な評価を促進するための啓発に努めることも必要であるとしてございます。

更に、将来的には、報告事項の在り方を含めまして、脱炭素社会の実現に資する算定・報告・公表制度の在り方について、引き続き検討が必要である、としてございます。

次に、「地域の事業者に対する啓発・広報活動」でございます。これは地域センターについてでございます。地域センターの事務に、事業者向けの地球温暖化対策に関する啓発・広報活動を行うことを明確に規定すべきである、としてございます。また、啓発・広報活動に当たっては、単に温暖化対策の重要性に関する意識啓発にとどまることなく、地域の事業者や住民の具体的な取組の実行につなげていくことが重要であるという視点、また、地域センターだけでなく、地方公共団体、大学等との連携についても記載してございます。

また、制度ではありませんが、制度外の取組として、次のところですが、政府全体とし

て、脱炭素経営やE S G金融の拡大への対応を推進する観点から、T C F D、S B T、R E 100といったものに取り組む事業者への支援、T C F D関係の様々な取組、E S G金融のハイレベル・パネルといったことについて、算定・報告・公表制度外の取組も併せて進めていくことが必要であるとしてございます。

ということで、以上、大きく3つに分けてこれまでの御議論をまとめさせていただきました。

そして、最後に「おわりに」でございます。本検討会では、限られた時間でございましたが、限られた時間の中で、当面の制度的対応の方向性を中心に取りまとめを行った、と記載してございます。これにつきまして、政府において、本取りまとめの内容も踏まえ、速やかに法制度の整備を含む具体的な取組に着手することを期待する、としてございます。また、2050年までのカーボンニュートラルの実現に向けて、今後あらゆる機会を捉えて更なる検討が速やかに行われることを期待する、という形で、「おわりに」を記載してございます。

以上が、取りまとめ（案）の御説明でございます。

#### ○大塚座長

ありがとうございました。

それでは、事務局からの説明を踏まえまして、地球温暖化対策の更なる推進に向けた今後の制度的対応の方向性について、御議論をいただければと思います。資料2及び3につきまして御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。名札を立てていただくか、手を挙げていただくこととなりますが、恐れ入りますが、よろしくお願いいたします。

では、工藤委員、お願いします。

#### ○工藤委員

工藤でございます。今日は前後の予定の関係でリモートで参加させていただきますことをお許しいただければと思います。

御説明、どうもありがとうございました。「時間が限られている中で」と最後のほうに記載されていましたが、内容盛りだくさんでいろいろ検討した内容について整理をさせていただいて、誠にありがとうございます。

その中で、概要の資料1枚にきれいに、めり張り良く方向性の在り方が記されているのですが、今日御説明いただいた本報告書の中身をいろいろ見ますと、この概要の資料だけでは、委員会でどういう議論がされたのかということがなかなか分からない部分があるかなと思っています。今回の報告書の中でそれぞれのいろいろな見方、意見が丁寧に記載されているということがありまして、この内容そのものは一つ一つがとても大事なのではないかという気がいたします。そういう意味では、この委員会報告が今後の最終的な法律改正に向けていろいろプロセスがあるのだとは思いますが、この見直しの方向性の、言ってみれば資料2の概要だけではなく、報告書に記載されているような様々な意見、課題があるのだということも共有していきながら、今後の議論を進めていただければと思います。

そういった意味も踏まえながら、今後の方向性に記載された内容にも若干かぶるところはあるのですが、幾つか、コメントをさせていただければと思います。

1つ目は、「パリ協定や2050カーボンニュートラル宣言を踏まえた長期的な視点」というところです。いろいろな新聞報道等も含めて、2050年ゼロエミッションが、政府として公式に目指していく方向性であることについては、社会全体でも共有されてきているということが認識されますし、その所信表明以降、その具体的な目標達成に向けた具体的な議論、検討がいろいろなところで行われていると認識しています。ただ、この目標は、例えば現行の温暖化対策計画やエネルギー基本計画で示された内容を更に強化するということがも共有されていると思いますし、とてもチャレンジングなものだということです。

そうしたチャレンジングな目標を達成するに当たっては、日本の国際競争力を維持しながら持続的な経済社会活動を可能とするために、その取組の視点の一つとして、費用対効果の高い取組を優先的に行っていくという視点が重要だと思っています。具体的な目標時期や数値を示すとともに、そういったものの取組に対する原則的なもの、すなわち、費用対効果もちゃんと加味して検討を進めていくということを、報告書のどこかに記載すべきではないかと考えています。御案内のとおり、この部分については、UNFCCCの究極目標達成の原則としても記載されている事項だと思っています。例えば「見直しの方向性」に「環境・経済・社会の統合的向上を図るよう努めるべき」と記載されているのですが、この部分に「費用対効果に留意しながら」という文言を加えるといった工夫があってもいいという気がいたします。

もう一点、気になっているのは、今2050年目標がどうも点で捉えられているような気がいたしまして、2050年のゼロエミッション到達と、恐らくはそれ以降の姿も我々は意識していかなければいけないということだと思うので、その辺に関する若干の表現も報告書の中で記載されてもいいのではないかと感じました。

次に、「地域の脱炭素化に向けた地方公共団体実行計画制度等の見直し」です。ここでは都道府県等の実行計画について、「計画全体の目標に加え、施策についてもその実施に関する目標を地域の実情に応じて設定すべきこと」とあり、ここが今回の提言的なところだと思いますが、特にゼロエミッションの実現に向けた取組の在り方を地方等でいろいろ考える場合には、注意すべき点があると思っています。例えば総理の所信表明、それ以降の様々なメッセージの中にも、技術革新を国のプロジェクトとしていろいろ取り組んでいくという姿勢が示されていると思いますが、今後、重要視されている、例えばCCSの貯留、洋上風力発電からのグリーン水素の生成、系統安定化に留意した大規模蓄電池システムの開発・導入といった変動性電源の導入促進の事業運営や成果、こういったものを地方自治体の実行計画等の目標に対してどう組み込むことができるのか。特に国が主導するプロジェクトは恐らく、日本全体の成果としていろいろ考えるべきものだと思いますが、今後こうしたことが活発化する中で自治体の計画や施策検討に際してどのように対応していくかということも、ガイドライン等をつくられると記載されておりますが、丁寧な記載が必要と感じた次第です。

関連して、再エネ導入目標の策定の部分ですが、委員会で私は述べさせていただいたのですが、再エネ導入といいますと、どうしても供給側に目が向きがちですが、供給側と需要側での目標設定の考え方を丁寧にガイドライン等で説明して共有していくことが大事だと思っています。自然環境の違いによっては、当然のことながら、自治体によって供給力のポテンシャルは大きく異なりますし、再エネ普及を促すだけではなくて、再エネ由来の

電気であるならばいくらかでも使っているのかということ、やはりそこには省エネ的な意識も当然、必要になってくる。そういう意味で、先ほども述べたのですが、費用対効果という観点に基づいた計画を省エネルギー等の他の施策とのバランスの中で考えるように促すことが大事という気がしております。再エネ普及は日本全体など、広域で経済性の最適化を考えるべき課題だと思っております。費用対効果が見込まれない高コストとなる導入促進は当然、そのまま国民負担を増やしていくことにつながる可能性もありますので、そういったことについても留意することが、何かしらの説明記載であってもいいと感じました。

最後に、事業者からのGHG排出報告に関連する論点についてですが、先ほどこの報告制度の目的はこういうものだという御説明があったのですが、今回、時間が限られていたこともあって、恐らくその意義とそれに関連した成果がどうなっているのかということが十分に議論されていないと個人的に感じている次第です。特に今回、委員会ではESG投資側からのニーズ、もしくは自治体の情報把握という、いわば具体的な、現状、認められるニーズが示されているのですが、情報開示に期待される効果はこういうもので、それによってこういう成果がこれまで出てきているというレビューが、いま少し足りなかったと個人的に感じております。

期待される効果と成果が不透明なままだと、制度の修正の可否を考えるのは難しくなると思います。特にドラフトの中では、「報告された情報は、公共性のある国民の共有財産ともいえる」とされているのですが、そういった価値も含めたこの報告制度の意義は何なのかということについては、今後の法改正に向けた議論の中で十分に検証、もしくは共有していただきつつ進めていただければと思っています。

また、権利利益保護請求については、「健全な競争環境の維持の観点から引き続き存置すべき」という点はとても重要だと思っています。企業の競争力を阻害して国際的な競争力にマイナスの影響を及ぼしてしまいますと、このチャレンジングな目標達成に向けた持続的な企業の取組の促進がおぼつかなくなることも心配になります。適正な競争を維持するようなこういった権利利益保護と、先ほど説明があった自主的な取組情報を——これはポジティブな点での情報開示ということになると思いますし、守秘的な要素も検討の俎上の上る可能性もあると思いますが—開示すべき情報の選別にも十分注意が必要だと思いますし、それらの情報をどうバランスさせて企業の取組を促していくのかということが、今後の運用の在り方として問われてくると感じた次第です。

長くなりましたが、以上です。ありがとうございました。

#### ○大塚座長

有益な御指摘をありがとうございます。

では、水口委員、お願いします。

#### ○水口委員

水口です。ありがとうございます。

まず全体として大変よくまとめていただいて良かったと思っております。ありがとうございます。特に第1回の検討会で私が多分、一番最初に、目標を明記すべきということを申し上げて、実際に2050年ネットゼロの目標を明記する方向になったことを大変ありがた

いと思っております。今、工藤先生からもありましたように、これは大変チャレンジングな目標であることは事実だと思えます。一方で、世界的な動向であるということを十分に認識する必要がありまして、ヨーロッパを中心に、今度アメリカもバイデン大統領になりまして、バイデン氏の公約ではもっと前向きな取組がうたわれているということもありまして、いわば国際的な競争の段階に入っているという認識も併せて持つておく必要があるだろうと思っております。

その意味でこの2050年という目標が書かれたことは重要ですが、工藤先生からもありましたように、点で捉えられてはいけないうだろう。2050年以降のことも重要ですが、2050年以前についても考えておく必要があるだろう。これは第1回の検討会で少し申し上げましたが、2050年にネットゼロを達成するためには、実は2030年までにかなり大幅な削減が必要で、ここが今まさに競争になっているということで、2030年までにできるだけ大幅な削減を目指すこと、これはなかなか数値としては書きにくいのだらうと思えますが、どこかで明記されるといいのかなと考えております。これは今、いわば産業構造全体が大きく転換していく契機ですから、この産業構造の転換に日本の企業が乗り遅れないようにする、いわば国の競争力を確保する上でのかなめともなる部分ですので、できるだけ早く産業構造の転換へと各企業が動いていけるような、そういう意味で2030年まで、今後の10年で大幅な削減が実現できる、そこを目指すのだということ、何らかの形で記載する必要があるのであるのかなという感じがしております。これは決して費用対効果を見捨てるということではなくて、むしろ逆です。コストをいかに下げていくのかというところが競争でしょうし、そういうことを書く必要があるかなと思いました。

もう一点は、大変小さなことではありますが、最後の算定・報告・公表制度のところです。算定・報告・公表制度につきましては、期待される効果を高めていくためにも電子化等の迅速な開示に向かっていく必要があると思えますので、今回のこの方向性で良いのではないかなと私は思っております。その上でですが、将来的には数値の信頼性もより重要になってくると思えますので、どこかで第三者の検証的なものを将来、検討することも含めても良いのではないかと感じました。

私からは以上です。

#### ○大塚座長

ありがとうございます。1つ目の点は、累積的排出量が問題になりますので、そういう視点も重要であると思われま。

ほかにはいかがでしょうか。では、勢一委員、お願いします。

#### ○勢一委員

ありがとうございます。勢一です。

短期間にしっかりした報告書をまとめていただきまして、誠にありがとうございます。

全体としましては、この会議の意見を、異なる意見等も含めてほぼ拾っていただいておりますので、方向性として私は異存ございません。その上で若干の補足や今後の検討等に向けて意見をお伝えさせていただければと思います。

まず(1)の部分で、法的に位置付けることがどのような社会的意義があるのかという

ところを改めて確認しておく必要があるのかなと思っております。法に書くということは、立法者の意思の明示ということになります。これは間接的には有権者である国民の社会的なコンセンサスを形成するという手続になろうかと思っておりますので、法に位置付けることで国民の責任、社会全体の責任で実施していく法制度基盤を形成するという意味があろうかと思っております。法学者の立場であります、やはり法に位置付けることの特別な価値は大切に考えていく必要があるかと思っております。ぜひこの方向でお願いできればと思っております。

2つ目の(2)の部分につきましては、実際にカーボンニュートラルを実現していくための現場の実行、実践ということで非常に大事な部分になるかと思っております。特に現在、地域で再エネを中心に必ずしも順調に受容が進んでいないこと、今後は地域の受容性の向上の工夫も併せて行うことを書いていただきまして、非常に重要なポイントであると思っております。その際に、地域のステークホルダーが参加することで調整協議を進めていく部分では、地域の受容性を高めるという意味でも重要ですし、地域の今後の発展計画を組み込むことで地方創生にも資する点で大事な枠組みになろうかと思っております。

ここの部分で実際に機能させるためには、ゾーニングの議論が検討会では何回か出ました。私はオランダでヒアリングをさせていただいたときには、ゾーニングの仕組みは、単に地域にとって支障があるところを外していく作業として見るのではなくて、地域でどのくらいのキャパシティの下で再エネの導入を目指すかという目標を地域全体で共有して、その共有した目標を実現するためにどれだけの適地が必要になるのかを踏まえて、現行のままでは再エネには適さないけれども、お互いの利用状態を調整していくことで適地をつくり出すという作業をするのが、ゾーニングの本質だということを現地調査で勉強させていただきました。理想的には、地域の実行計画に結びつく協議会の場でそうした目標を共有して調整協議を地域で行っていただくことが、恐らく再エネ拡大が地域で円滑に進む肝だと思っておりますので、こういう考え方もぜひ入れていただき、今後マニュアル等の作成などに反映していただければと思っております。

併せて、7ページで書いていただいておりますが、「見直しの方向性」の「地方公共団体による地域の脱炭素化を促進する仕組みの具体化」の一番最後のパラグラフで、「こうした地域の脱炭素化の取組は、国と地方公共団体との連携や地方公共団体における環境部局と他の部局との連携を更に図りながら進めることが重要である」と書いていただいております。地方自治分野の報告書のようなことまで触れていただきまして、非常にありがたいと思っております。

先ほども御意見が出ましたが、地域の脱炭素化の取組、広域での最適化というのは非常に大事になってきますので、法の目的を国も地方公共団体も共有して連携をするという点のみならず、地方公共団体同士の連携も恐らくこの部分には含まれてくるであろうと思っております。更に地方公共団体の内部の部局の論点は、実は環境分野にかかわらず、ほとんどの政策分野で自治体組織の共通の課題になっています。担当部局と他部局の連携、特に財政部局と企画部局の連携などは、常にどの分野でも問題になってきますので、必ずしも脱炭素化だけのことではありません。併せて地方自治体の組織は団体ごとに組織体制がかなり異なっていますので、そうした地域の多様性にも寄り添う形で後押しをするような取組をお願いできればと思っております。

(2) ではもう一点、関係許認可手続等のワンストップ化など、制度として後押しをするところも併せて記載していただいております。インセンティブを与えることは非常に重要ですので、ぜひ前向きに御検討をお願いしたいと思いますし、具体的な例示がされますので期待しております。確かに社会状況に応じて政策転換をするのは当然あり得ることですし、その際には制度変更は必要になってまいります。

ただ、一点、留意をお願いしたいのは、制度のアドホックな変更を重ねていくと、制度全体の整合性を失わせるリスクもありますので、今回の温対法での地域の取組の支援自体は大事ですが、その支援をする場合の制度設計については、ぜひそれぞれの関連制度全体像の中で整合性が保てるような形での支援を制度設計として考えていただきたい。そういう意味での適切ななじ切りをここでは改めてお願いさせていただきたいと思います。

特に環境保護や地域利益の反映は、比較的明確になりやすい事業者の利害とは異なって、一般公益に吸収されがちな部分であって、これを制度的に担保しているような制度設計の場合もありますので、そういうところへの留意をしていただいた上で制度の検討を行っていただければありがたいと思っております。

最後に(3)は、時宜を得たデジタル化、オープンデータ化の取組になれると思います。社会全体が今まさにデジタル化への転換を迎えるタイミングでありますので、こういう時流を捉えて使いやすい仕組みを目指していただければありがたいですし、それが自治体、事業者、もちろん国も合わせた効率化につながると思いますので、ここもぜひ検討の内容どおりに進めていただければと思います。

私からは以上です。

○大塚座長

ありがとうございました。

では、奥委員、お願いします。

○奥委員

ありがとうございます。

私からはまず最初に、素案の2ページ、報告書の2ページで、先ほど来、他の委員からも御発言がありましたが、2050年カーボンニュートラルの目標を法定のものとするということについて書き込んでいただいております。これは非常に歓迎すべき点だと思います。ただ、書きぶりについてですが、「見直しの方向性」の2つ目のパラグラフに、カーボンニュートラル宣言について法に位置付けることを検討すべきとあります。結果的には同じことかもしれないですが、宣言を位置付けるというよりは、政府が宣言した2050年カーボンニュートラルの目標を法に位置付けるということですので、あくまでも2050年には実質ゼロを目標とするということを法に位置付けていただくということで誤解のないように、可能であれば、宣言を位置付けるのではなくて、宣言された2050年カーボンニュートラルを法に位置付けると直していただいたほうがよろしいかと思っております。

法に位置付けることの意味については、今、勢一委員からも御発言がありましたが、その目標達成に向けて社会全体で、国民全体で共有することももちろんありますが、イギリスが気候変動法に法定目標を書き込んだときには、そこに向けて政府がコミットすること

を明確にすることに加えて、もしその目標が達成できないような状況になった場合には、法的責任すら政府は負う場合もあるということまでイギリス政府は説明しておりました。そのくらい強い意気込みを持っていることを示す意味でも法に位置付けることは非常に重要だと考えております。

2つ目としまして、地方公共団体の取組についてですが、7ページの上から4行目です。都道府県等の実行計画について、地域の実情に応じて施策についても目標を設定することとすべきと書いてくださっております。「地域の実情に応じて」という文言が入っておりますので、これでよろしいかとは思いますが、実際の地方公共団体が策定している実行計画区域施策編を見ますと、施策単位をどのように捉えるのかというところで、そのイメージするところについての説明が必要かなと思っております。実際の区域施策編を見ますと、採りやすい、もしくは把握可能な指標は設定していて、それについての目標値を設定するというやり方はしているのですが、そういった個々の取組全体のパッケージとしての施策で目標を設定するという発想があるかといいますと、今までそういった考え方は十分には浸透していないといえますか、採られていないということが実態としてはあると思います。ですので、施策単位での目標設定を求める場合には、国としてイメージするところをしっかりと参考として示していくことが重要だということは、改めて申し上げておきたいと思っております。

最後ですが、9ページの一番下のところに、検討会で以前、申し上げたことをまとめていただいております。国民の知る権利の保障や、情報的手法の機能を十分に発揮させるために算定・報告・公表制度をどのようにしていったらいいのかという観点から申し上げますと、13ページの第3段落目で、「更に、将来的には、報告事項の在り方を含め、(中略)制度の在り方について、引き続き検討が必要である」とまとめられておりますが、任意報告として充実させるものと、報告を義務付けるものの整理というのは、あまり悠長に構えるのではなく、今申し上げたように、知る権利の保障、そして情報的機能をしっかりと充実、発揮させていくという観点から、できるだけ任意にゆだねるのではなく、義務付けの事項を充実させる方向で整理していただきたいと、これは要望ですが、申し上げておきたいと思っております。

以上です。

#### ○大塚座長

どうもありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。では、亀山委員、お願いします。

#### ○亀山委員

亀山です。これまでの資料の丁寧な御説明、誠にありがとうございました。

重要な、主要なところは既に他の委員の方からおっしゃっていただきましたので、重ねて申し上げることはいたしません。全体的にこれまでの議論を非常に丁寧に拾っていただいて、非常に網羅的な報告書(案)が資料3でできているというふうに拝見いたしました。

ですので、私がこの後、申し上げることは、資料3に何か修正、あるいは加筆を求める



ものではありませんで、資料3の、特に1ページ目、2ページ目辺りの「はじめに」、あるいは、この法改正を必要とする我々が考える背景に関する部分で、今日の検討会の議事録に残していただければ十分な意見となります。

そもそもこの見直しがなぜ必要となっているかというのは、必ずしもパリ協定があって、そこで2℃・1.5℃が記載されているから、あるいは世の中が今2050年カーボンニュートラルで、菅総理も宣言をしたからというだけでは多分ないと思います。

一つは、実際に気候変動の影響が随所に現れていて、別のところでは適応策も進んでいるぐらい、今、喫緊の問題となっている。それをどうにかして押しとどめなければいけないという、非常に差し迫ったところに今、世界全体が来ているという危機感が、IPCC 1.5℃特別報告書以前にあるのだと思います。そういった危機感が背景にある。

それから、排出量を減らしていくことについても、単に今オンラインで見せていただいている1ページ目のもう少し下の辺りで、菅総理のおっしゃったことで、「産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要」と書かれていて、ここがすごく重要なわけですが、単に今後、脱炭素社会を目指していくことが経済成長にとっても必要なだけではなくて、恐らく自治体にしてみれば、今後20年、30年かけて、まちづくりを進めていく上で脱炭素という概念を加えることによって、より豊かで便利で住んでいる住民の方々が、この町に住んでいて良かったなと思えるような町をつくっていく、そういう社会変革にもつながるから、この法改正が多分重要なのだと思います。ですから、そういった思想的な背景がもう少しこの「見直しの視点」のところに書き込めればいいですし、それが難しければ、冒頭に申し上げたように、単にこの検討会の議事録として私の発言を残していただければ十分です。多分そういう思想があって、この一連のプロセスが進んでいると考えております。

以上です。ありがとうございました。

#### ○大塚座長

ありがとうございます。地域循環共生圏も今おっしゃったような発想とも関係しますので、非常に重要な点だと思います。

では、ほかには、委員の方はよろしいでしょうか。

では、経済産業省さん、お願いします。

#### ○経済産業省 梶川室長

オブザーバーの梶川です。御発言させていただきたいと思います。

まず全体像ですが、報告書はかなり丁寧に様々な意見を記載していただいています、事務的にもいろいろな調整をさせていただく中で、こういう多様な意見を記載していただいている大変ありがたいと思っています。他方、資料2のほうは、それをまとめた形になっているということだと思います。先ほど御意見がありましたが、資料2と資料3の間にやや断絶があると、なかなかこれまでの深い議論が見えないこともあっていて、その辺りは今後、丁寧に議論していく際に御留意いただけるとありがたいと思っています。これはいろいろと、我々経産省には経済界や産業界から、十分にいろいろな意見がなかなか反映できないという議論もありますので、ぜひ今後、様々なステークホルダーが入る場

でこういった議論も検討されると思いますので、丁寧な議論をお願いできればと思っています。

それが全体像に関してのコメントです。

少し個別のところですが、(1)の「長期的な視点」につきましては、検討会の方向性として法定化の議論がされているということだと思います。実際に法律的にどのような形で規定していくかということに関しましては、事務的にも調整させていただけると大変ありがたいと思っています。

(2)の地域における脱炭素の計画の件ですが、基本的にはポジティブにいろいろなゾーニングを行うことによって、再エネを含めた脱炭素に向けた動きが加速化するということが大事だということだと思います。その中で、報告書の7ページで、国と地方公共団体がしっかり連携していくという話が記載されていると思います。そういう意味では事業者が具体的な活動をする際に、自治体だけではなかなか難しいという部分があると思いますので、具体的には多分、国の出先も含めた様々な省庁とうまく連携しながらやっていくことが必要かと思っていますので、実際にこの取組が進む際には、その辺りの連携をしっかりできると良いと思っています。

また、実行計画の規定の中で、実際には再エネのほかにも省エネ、緑化など、いろいろな取組が既に記載されていると思いますので、今回、「再エネ利用促進」という言葉が出てきていますが、再エネにとどまらず様々な取組を推進していくことが大事なかなと思っています。

3番目の算定報告公表制度の関係ですが、今回の法改正においては、2年かかっているものを、よりスピーディにやっていくということでデジタル化とオープンデータ化ということで、事業所の排出量も含めてという理解です。その上で、先ほど御指摘がありました。今後の方向性の中で少し議論があるかと思いますが、これは私が前々回に少し申し上げましたが、この制度そのものの対象者は中小企業がかなり多いこと、また非上場企業がたくさんいらっしゃる中で、情報開示の負担の問題、あるいは他の情報開示に係る制度との関連性も見ながら、この法制度にどういうことを求めるのかということを整理する必要があります。我々経産省もこの法律に関しましては、環境省がメインではありますが、我々も一緒に所管していますので、今後うまく連携を取りながら議論させていただければと思っています。

以上です。

○大塚座長

どうもありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、貴重な御意見をどうもありがとうございました。皆様方から様々な御意見を頂戴いただきましたが、本日いただいた御意見を踏まえて、地球温暖化対策の更なる推進に向けた今後の制度的対応の方向性につきまして、最終的に取りまとめをさせていただきたいと思っています。取りまとめに関しましては座長に一任していただくということでよろしいでしょうか。御異議はございませんでしょうか。

ありがとうございます。では、事務局にて修正しまして、座長の確認の上、取りまとめ

をしていきたいと考えております。

この検討会におきましては、パリ協定の締結、IPCC1.5℃特別報告書の公表、政府における長期戦略の策定、更に総理の所信における2050年カーボンニュートラル宣言など、脱炭素社会に向けた様々な動きを踏まえまして、地球温暖化対策推進法の見直しについて議論を行ってまいりました。

この検討会では、地球温暖化対策の更なる推進に向けた今後の制度的対応の方向性として、第1に、パリ協定や2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえた長期的な視点を入れること、2つ目に、地域の脱炭素化に向けた地方公共団体実行計画制度等の見直しを行うこと、第3に、事業者の脱炭素化に向けた温室効果ガスの算定・報告・公表制度等の見直しをするという主に3つの点につきまして、様々な観点から御意見をいただきました。非常に活発で実りのある議論をすることができたと思っております。

取りまとめにつきましては、本日いただきました御指摘を踏まえた形で後日、公表することとなりますが、政府におきましては、この検討会の取りまとめの内容も踏まえて、速やかな法制度の整備を含む具体的な取組に着手することを期待しております。また、本検討会での様々な議論を今後の更なる検討の際にぜひ御活用いただきますよう、検討会の座長としてお願い申し上げます。

では、本検討会は今回が最終回でございますので、事務局を代表しまして、環境省の小野地球環境局長から一言、お願いしたいと思います。

#### ○小野局長

環境省の地球環境局長の小野でございます。

大塚座長をはじめ、委員の先生方、大変お忙しい中、また2か月という非常に短期間で4回、精力的に御議論いただいたことに、心から感謝を申し上げたいと思います。また、経済産業省の梶川室長をはじめ、オブザーバー参加いただきました皆様方、またヒアリングに御対応いただいて非常に有用な知見を御提供いただいた皆様など、全ての関係者に御礼を申し上げたいと思います。私自身も4回の大部分について参加させていただきまして、非常に勉強になったと思っております。

10月26日に総理が2050年カーボンニュートラルを宣言されまして、それ以降、自治体や企業の動きが非常に加速しております。例えば自治体ということで申し上げますと、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明したゼロカーボンシティは、検討会の開始時には約170自治体、人口規模で8000万人ということでございましたが、現在では200自治体に迫っておりまして、人口規模でも9000万人を超えているということでございます。また、脱炭素化に取り組んだ経営方針を打ち出す企業が次々に現れている状況でして、自治体、企業、非常に積極的な動きとなっております。

今回の検討会では、2050年までのカーボンニュートラルの実現という高い目標の実現に向けて、こうした地域や企業の脱炭素化に向けた取組を更に後押ししていく、そういった制度の方向性をお示しいただいたものと認識しております。環境省といたしましては、もう少し表現ぶりは変わるとは思いますが、今回、取りまとめでお示しいただいた制度的対応の方向性を踏まえまして、政府内でよく調整し、地球温暖化対策推進法の見直しの検討を更に進め、次期通常国会への改正案の提出を目指してまいりたいと考えております。

また、法の見直しに直接、今回、反映させることができないことについても、委員の先生方から大変参考になる御意見をたくさんいただいております。2050年カーボンニュートラルに向けた取組をますます加速することができるよう、こういった御意見を十分に参考にさせていただきながら、環境省として全力を尽くしてまいりたいと考えております。

どうもありがとうございました。

○大塚座長

小野局長、どうもありがとうございました。

それでは、今後の予定等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○岸課長補佐

委員の皆様方におかれましては、本日も活発な御議論を大変ありがとうございました。

本検討会は今回で終了ということでございます。取りまとめにつきましては、本日いただきました御意見を踏まえまして、事務局で修正したものを大塚座長に御確認いただいた上で、今後、環境省ホームページで公表させていただきたいと考えてございます。

また、本日の議事録につきましては、事務局にて作成の上、委員の皆様にご確認いただきました後、環境省ホームページに掲載させていただきます。

○大塚座長

それでは、これにて閉会といたします。

短い間でしたが、活発な御意見をどうもありがとうございました。

(了)